

第 66 回接続委員会 議事概要

日時 令和 5 年 7 月 21 日（金）16:00～17:53

場所 オンライン会議による開催

参加者 接続委員会 相田 仁主査、関口 博正主査代理、西村 暢史委員、西村 真由美委員、
山下 東子委員、青柳 由香委員、高橋 賢委員、橋本 悟委員
総務省 木村電気通信事業部長、井上料金サービス課長、竹内料金サービス課
課長補佐

【議事概要】

・主査代理の指名について

○ 関口委員が主査代理として指名された。

・東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（将来原価方式に基づく令和 5 年度の接続料の改定等）について【諮問第 3 1 6 7 号】

○ 総務省から資料について説明が行われた後、報告書（案）について、議論が行われた。

○ その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

<主査代理の指名について>

・電気通信事業部会決定第 2 号第 2 項第 4 号に基づき、相田主査より、関口委員が主査代理として指名された。

<東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（将来原価方式に基づく令和 5 年度の接続料の改定等）について>

【主な発言等】

（山下委員）

質問や異議があるわけではないが、一般的なコメントとして、発言させていただきたい。

多数の意見が提出されたところだが、それらの多くが情報の開示に関するものであり、情報がきちんと開示されているか、適時・適正に接続事業者や接続事業者以外の事業者に状況の変化が伝わっているか等、そういった点での不信感に起因する意見が多い。

NTT東日本・西日本にとっても、非常に複雑な計算をして、重い結論として接続料を設定するのは大変なことだと思うが、信頼関係が大事だという観点では、いつも同じような意見も出ているようにも思うので、信頼関係を良くする・改善する意味で、更にできるだけ情報を開示していただきたい。

(竹内料金サービス課課長補佐)

情報の開示の重要性については御指摘のとおりであり、御意見等も踏まえて、今後、様々議論してまいりたい。

(西村暢史委員)

コメントとして1点申し上げたい。

特にNTT東日本・西日本における他社設備の調達状況に関しては、原価に占める他社設備使用料の関係性・割合が示されているが、報告書(案)で言及されているとおり、公募と応札の状況把握が極めて重要である。引き続き状況把握・注視をお願いしたい。

(竹内料金サービス課課長補佐)

総務省においても、しっかり状況を注視してまいりたい。

(橋本委員)

内容に対して異論はないが、1点コメントさせていただきたい。

先ほど山下委員からも指摘があった情報の開示に関して、数値そのものが明確に開示できないとしても、その数値を決定するに至ったプロセスは開示可能ではないか。

例えば、光ファイバに係る耐用年数の設定についても、どのようなプロセスで決定したのかについては開示できるのではないか。材質、構造、用途、使用上の環境や、技術革新等の要素を考慮して、5年ぐらい延びそうだと算出し、その後に撤去率に基づく推定結果によって検証して決定したのか、あるいは推定結果に対して、材質、構造、用途、使用上の環境や技術革新等の要素を考慮して修正して5年延ばすと決定したのか等、そういった決定プロセスをある程度開示することについて、今後考慮いただければありがたい。

(竹内料金サービス課課長補佐)

今回、一部の情報を非開示としている趣旨は、一般公表するとNTT東日本・西日本の財務等に係るノウハウの一部が明らかになるおそれ、競争上不利益を被るおそれがあるためであるが、いずれにしても、NTT東日本・西日本において、耐用年数の決定方法を丁寧に説明していただくことが適当と考えており、合理的な理由があつて非公表とする部分以外は一般に公表することが重要であると考えている。

(相田主査)

委員限りとなっている部分もあるが、決定の考え方は公開されていると認識している。

これで十分かどうかという議論はあると思うが、数値そのものは委員限りとされている一方で、こういう考え方で数値を決めたということは、一応、お示しいただいている。

(関口主査代理)

資料記載のとおり、撤去率に基づく推計に用いる7つの関数については、接続料の算定等に関する研究会において十分に説明を受け、また資料についても議論してもんだ結果として、この考え方が出てきたものであり、決して結論ありきで決定したものではないと思うが、公表の考え方については、相田主査から発言があつたとおりと認識している。

(相田主査)

特に修正等の意見はなかったため、7月31日(月)に開催予定の電気通信事業部会において本報告書(案)のとおり報告することとしたい。